

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	6-3
処分の種類	再生利用業者に対する改善命令			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第23条			
処分の概要	再生利用業者に対し、期限を定めて、当該指定産業廃棄物の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>◎条例第23条(改善命令) 前条の基準に適合しない指定産業廃棄物の処理が行われたときは、知事は、当該処理を行った再生利用業者に対し、期限を定めて、当該指定産業廃棄物の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>◎条例第22条(指定産業廃棄物の処理に関する基準) 再生利用業者は、指定産業廃棄物の処理を行うときは、規則で定める指定産業廃棄物の処理に関する基準に従わなければならない。</p> <p>◎条例施行規則第20条(指定産業廃棄物の処理に関する基準) 政令第6条第1項第1号(同号のロ、ニ及びヘに係る部分を除く。)及び第2号(同号のイ及びロに係る部分に限る。)の規定は、条例第22条の規則で定める基準について準用する。この場合において、政令第6条中「産業廃棄物」とあるのは、「指定産業廃棄物」と読み替えるものとする。</p> <p>◎法施行令第6条(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準) 法第12条第1項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第3号イ及び第4号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第3条第1号イからニまでの規定の例によるほか、次によること。</p> <p>イ 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。</p> <p>ロ 記載省略</p> <p>ハ 産業廃棄物の積替えを行う場合には、第3条第1号への規定の例によること。</p> <p>ニ 記載省略</p> <p>ホ 産業廃棄物の保管を行う場合には、第3条第1号チ及びリの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。</p> <p>ヘ 記載省略</p> <p>2 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たっては、次によること。</p> <p>イ 第3条第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロの規定の例によること。</p> <p>ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 第3条第1号リの規定の例によること。</p> <p>(2) 環境省令で定める期間を超えて保管を行ってはならないこと。</p> <p>(3) 保管する産業廃棄物(当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該一般廃棄物を含む。)の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量(環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める数量)を超えないようにすること。</p> <p>ハ 記載省略</p> <p>ニ 記載省略</p>			
基準の根拠	「一」			